

1月臨時会の概要

尾道市の市庁舎新築・公会堂の解体計画に関する住民投票条例制定の直接請求に伴う臨時会を開催

否決!

平成27年12月24日に「尾道市の市庁舎新築・公会堂の解体計画に関する住民投票条例」制定の直接請求が市長に提出されたことに伴い、1月臨時会を平成28年1月13日から15日までの3日間で開催しました。

初日の13日は、市長から2件の報告の後、尾道市の市庁舎新築・公会堂の解体計画に関する住民投票条例案について、市長から意見を附して提案され、質疑後、総務委員会に付託しました。次に、直接請求に係る意見陳述の日時等について決定し、告示しました。

15日は、総務委員会を開会し、請求代表者の意見陳述が行われた後、質疑に入りました(内容は下段、総務委員会の審査概要をご覧ください)。その後、討論、採決を行い、賛成少数により否決しました。

続いて本会議を開会し、総務委員長報告を行い、各会派の討論、採決の結果、尾道市の市庁舎新築案・公会堂の解体計画に関する住民投票条例案については、賛成少数により否決しました。(各会派の賛否はP.10参照)

総務委員会の審査概要

審査では、公会堂と同規模以上のホールの必要性についてただしたのに対し、市民負担を最小限にとどめ、合併特例債を活用した庁舎を建設するため、公会堂を廃止するという苦渋の選択をした。千人以上の規模のホールの確保については、今後の課題であると答弁がありました。

次に、防災拠点として庁舎を公会堂跡地に建設することの意味をただしたのに対し、理事者より南海トラフ地震にも対応できる防災対策拠点として、また海に近い避難ビルと想定していることと答弁がありました。

次に、条例案で提案された住民投票の期日が、施行の日から起算して30日以内になっているが、投票までに必要な準備日数をたざしたのに対し、投票用紙や入場券の印刷等の事務があり、概ね60日程必要であり、30日はかなり厳しい状況にあると答弁がありました。

その他、耐震改修費が他市の改修費より高い理由、新庁舎建設の必要性と経過、財政への影響、公会堂の老朽化と利用状況、住民投票の最低投票率、条例案の修正について質疑、意見があり、理事者よりそれぞれ答弁がありました。

住民投票条例制定議案提出までの流れ

